北海道空知地域創生協議会設置要綱

（設置目的）
第１条　北海道空知地方創生協議会（以下、「協議会」という。）は、人口減少が著しい空知地域の地域創生の活性化のため、空知総合振興局と管内市町が連携して様々な課題解決に向けた取組を戦略的に実施することを目的とする。

（所掌事項）
第２条　協議会の所掌事項は、次のとおりとする。
（１）空知地域の知名度を向上させるため、総合的な魅力発信をはじめとする空知地域の活性化に向けた取組を行うこと
（２）その他前条の目的を達成するために必要な事項

（構成）
第３条　協議会は、空知総合振興局及び空知管内24市町をもって構成する。

（組織）
第４条　協議会に、会長、副会長、委員及び監事を置く。
２　会長は、空知総合振興局長をもって充てる。
３　副会長（３名）は、委員のうちから会長が選任する。
４　委員は、各市町長とする。
５　監事（２名）は、委員のうちから会長が選任する。

（職務）
第５条　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
３　委員は、会務を審議し運営する。
４　監事は、協議会の会計その他の事務を監査する。

（任期）
第６条　会長、副会長、委員及び監事の任期は、協議会の解散の日までとする。

（総会）
第７条　総会は、会長、副会長、委員及び監事（以下「委員等」という。）をもって構成する。
２　総会は、次の事項について決定する。
（１）設置要綱の改正及び廃止
（２）事業計画の決定及び事業報告の承認

（３）予算の決定及び決算の承認
（４）その他協議会の運営上、会長が必要と認める事項
３　総会は、会長が招集し、会長を議長とする。
４　総会は、委員等の過半数の出席をもって成立し、議事は出席した副会長、委員の過半数でこれを決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
５　やむを得ない理由により総会に出席できない場合は、代理出席を認めることができる。

（幹事会）
第８条　協議会の円滑な運営を図るため、協議会に幹事会を置く。
２　幹事会は、空知総合振興局地域創生部地域政策課地域資源活用推進室長及び各市町企画担当課長をもって構成する。
３　幹事会に幹事長を置き、空知総合振興局地域創生部地域政策課地域資源活用推進室長をもってこれに充てる。
４　幹事長に事故あるときは、会長の指名する者がその職務を代行する。

（プロジェクト会議）
第９条　第２条の事業に関する専門的な事項の調査、検討及び円滑な推進を図るため、協議会にプロジェクト会議を置く。
２　プロジェクト会議の構成員は、幹事会構成員のほか第１条の趣旨に賛同する民間の各種団体及び第２条の事業に関する専門的な知見を有する者等の中から会長が選任する。
３　プロジェクト会議に座長を置き、構成員の互選によりこれを選定する。

（事務局）
第10条　協議会の事務全般を処理するため、事務局を空知総合振興局に置く。
２　事務局には、総括、事務局長、事務局次長及びその他の職員を置き、会長がこれを選任する。
３　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（財務）
第11条　協議会の運営に係る経費は、構成自治体の負担金及びその他の収入をもって充てる。
２　協議会の会計年度は、４月１日に始まり、翌年３月31日をもって終わり、出納は、翌年度の４月30日をもって閉鎖する。
３　監事は、出納閉鎖後に、協議会の会計監査を行ったときは、その結果を総会に報告しなければならない。
４　協議会の経費等の取扱いは、別に定める「北海道空知地方創生協議会経費等取扱要領」に基づき事務処理を行う。

（剰余金等の処理）
第12条　協議会は決算において、剰余金が生じた場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。
２　協議会は、決算において、欠損金が生ずる見込みとなった場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

（事故の処理）
第13条　協議会は、第２条各号に掲げる事業に起因する事故が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

（委任）
第14条　この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則
１　この規約は、平成28年５月31日から施行する。

附則
１　この規約は、令和３年６月29日から施行する。